

各公害医療機関 御中

横浜市健康福祉局健康推進課担当課長

公害診療報酬及び公害調剤報酬請求における
「電子的診療（調剤）情報連携体制整備加算」の取扱いについて（通知）

公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）に基づく診療報酬及び調剤報酬の請求における「電子的診療（調剤）情報連携体制整備加算」の取扱いについて、お知らせします。

令和 6 年 6 月に、「医療情報取得加算」及び「医療 DX 推進体制整備加算」については、公健法に基づく診療報酬及び調剤報酬において算定できない旨お示したところです。

今般、令和 8 年度診療報酬改定により、医科及び調剤における「医療情報取得加算」及び「医療 DX 推進体制整備加算」が再編・統合され、「電子的診療（調剤）情報連携体制整備加算」が新設されましたが、環境省の見解により、本加算についても公健法に基づく診療報酬及び調剤報酬においては算定することができません。

つきましては、当該加算を含めて請求された場合は、返戻又は内容査定の対象となりますので、請求の際は十分御留意くださるようお願いいたします。

なお、既に当該加算を含めて請求された場合は、返戻又は内容査定により当該加算額を減額した上で支払うこととなりますので、ご了承ください。

<お問合せ先>

横浜市健康福祉局健康推進課
公害保健担当

TEL：045（671）3824